

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

<p>路 線 名</p>	<p>長瀬児玉線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>本庄市児玉町小平字櫛林一〇七四番 五地先から同市児玉町小平字下河原 九〇一番一地先まで（ただし、関係図 面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年三月二十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成三十年十月九日付け埼玉 県本庄県土整備事務所長告示 第三号で告示した道路予定区 域の一部供用開始である。延長 三二八・二三メートル</p>